

国民健康保険税率改正を可決 健全な国保事業運営のため

12月定例会議は、12月6日から12日までの7日間の日程で行われました。町長から提出された議案は6年度補正予算など9件で、全議員の賛成で原案どおり「決定」しました。
一般質問では5人の議員が登壇し、町の対応や考えをたがしました。

国保事業は、平成30年度から県と町とが共同で運営する仕組み（都道府県化）に移行しました。保険給付を県内、全被保険者で支えあう仕組みとなっており、県内どこに住んでいても、同じ保険給付を同じ保険料で受けられる「保険税水準の統一」に向けた取り組みが進められています。
町は、国保被保険者の保険税負担の軽減を図るため、一般会計からの繰り入れを実施してきましたが、都道府県化移行により、繰入金を段階的に削除してきました。
繰入金削減により不足する財源は、国保財政調整基金を取り崩して補ってきましたが、基金残高が枯渇する見込みとなり、令和7年度予算に財源不足が生じる見込みとなりました。
今後の、財源不足解消と、国民健康保険事業の健全な運営を確保するために、国民健康保険税率の改正について提案され、全員賛成で可決しました。

主な改正内容

区分	現行	改正	比較	
医療保険分	所得割額	5.0%	6.8%	1.8
	資産割額	25.0%	22.2%	△2.8
	均等割額	17,000円	18,000円	1,000円
	平等割額	24,000円	24,800円	800円
	(特定世帯)	12,000円	12,400円	400円
後期高齢者支援分	(特定継続世帯)	18,000円	18,600円	600円
	所得割額	1.7%	3.1%	1.4
	資産割額	9.5%	9.7%	0.2
	均等割額	5,600円	7,700円	2,100円
	平等割額	7,800円	10,600円	2,800円
介護分	(特定世帯)	3,900円	5,300円	1,400円
	(特定継続世帯)	5,850円	7,950円	2,100円
	所得割額	1.5%	2.4%	0.9
	資産割額	10.0%	10.0%	改正なし
	均等割額	8,000円	9,000円	1,000円
平等割額	7,000円	9,100円	2,100円	

※**特定世帯**…世帯内の国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、一人だけが国民健康保険に残った世帯で、国民健康保険の資格を喪失した日に属する月（特定月）以後5年を経過する月までの間にある世帯

※**特定継続世帯**…世帯内の国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、一人だけが国民健康保険に残った世帯で、特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過するまでの間にある世帯



窓口納付の住民の様子

補正予算

◇一般会計（第4号）

9308万円追加し、総額を78億5592万円としました。

主な内容は、8月の大雨災害による小屋瀬地区の災害復旧工事の補正。

◇国民健康保険事業（第1号）

4874万円追加し、総額を8億3944万円としました。

条例改正等

●町税条例の一部改正

国民健康保険事業の財源不足を解消するため、国民健康保険税の税率を改正。

●国保病院事業の設置等に関する条例及び町上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正

地方自治法の一部改正に伴う改正。

●印鑑証明書のコンビニ

交付サービス実施のため一部改正。

●手数料条例の一部改正

住民票等の各種手数料の金額を200円から、300円に改正。

●町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術監督者の資格基準に関する条例の一部改正

水道法施行令及び水道法施行規則の改正による一部改正。

●町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定

町の中小企業者等の振興に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、新たに条例を制定。

●国家賠償請求に係る和解

国家賠償法に基づく損害賠償請求に係る和解と損害賠償額の内容を議決。

補正予算の主な内容

会計名	補正額	補正後の予算額
一般会計（第4号）	9308万円	78億5592万円
国民健康保険事業（第1号）	4874万円	8億3944万円
主な使いみち		
■ 公共土木施設災害復旧 事業		2669万円
■ 障害者自立支援給付事業費		1602万円
■ 森林環境譲与税基金積立金		1010万円
■ 庁舎管理経費		600万円
■ 農地等災害復旧事業		350万円
■ 林道施設災害復旧事業		400万円



災害復旧工事が進められる山形川法面（小屋瀬地区）

